



厚生労働省福島労働局発表
平成23年4月25日

※ 地震関連第66報

担 当	福島労働局職業安定部職業対策課
	課長 羽曾部 金光
	課長補佐 岩見 竹志
	電話 024-529-5096

福島原子力発電所の影響を踏まえた「雇用調整助成金」の取扱い

福島原子力発電所に係る「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されたことに伴う「雇用調整助成金」及び「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いは次のとおりです。

記

1 雇用調整助成金等の取扱い

(1) 「計画的避難区域」について

「計画的避難区域」では、避難することが求められる区域であることから、当該区域に所在する事業所については、雇用調整助成金の対象とはなりません。

この場合でも雇用保険の失業給付を受給できる特例措置(下記【参考】参照)の対象となります。

なお、「計画的避難区域」に指定される前に雇用調整助成金の利用を開始した事業所については、引き続き利用することができます。

(2) 「緊急時避難準備区域」について

「緊急時避難準備区域」では、事業活動を継続することができることから、当該区域の指定を受けた後に、「経済上の理由」により事業活動が縮小し、休業等を実施した場合は雇用調整助成金の助成対象となります。

ただし、当該区域においては、子供、妊婦、要介護者、入院患者は立ち入らないことが求められる区域とされることから、このような方を主な利用者とする事業所等については、「経済上の理由」にあたらなことから、雇用調整助成金の助成対象とはなりません。

この場合でも雇用保険の失業給付を受給できる特例措置(下記【参考】参照)の対象となります。

(3) 取扱日について

この取扱いは、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定された4月22日以降に生じた「経済上の理由」で事業活動が縮小された場合に該当するものであることから、それ以前のものは適用になりません。

【参考】 雇用保険の取扱い

〈激甚災害法の雇用保険の特例措置〉

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」に所在する事業所が4月22日以降事業を休業するに至り、その労働者が就労することができず、賃金を受け取ることができない場合には、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置の対象となります。

※ 詳細については、福島労働局職業安定部又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

「緊急時避難準備区域」において、「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合、雇用調整助成金が対象となりました。

ただし、当該区域においては、子供、妊婦、要介護者、入院患者は立ち入らないことが求められる区域とされていることから、このような方が主に利用する事業所については、経済上の理由にあたらなことから、当該助成金の対象とはなりません。

この場合でも、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置(下記【参考】参照)の対象となります。

「計画的避難区域」について

これまで同様に助成対象となりません。

ただし、「計画的避難区域」に指定される前に雇用調整助成金の利用を開始した事業所については、引き続き利用することが可能です。

この取扱いは「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が指定された4月22日(金)以降に生じた「経済上の理由」で事業活動が縮小された場合に該当するものであることから、それ以前のもの
は適用になりません。

この場合でも、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置(下記【参考】参照)の対象となります。

【参考】激甚災害法の雇用保険の特例措置について

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」に所在する事業所が、4月22日以降事業を休業するに至り、その労働者が就労することができず、賃金を受け取ることができない場合には、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置の対象となります。

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」については、福島県ホームページでご確認ください。



厚生労働省福島労働局・公共職業安定所(ハローワーク)